

奈良県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第七十二号

奈良県がん対策推進条例の一部を改正する条例

奈良県がん対策推進条例（平成二十一年十月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十四条とする。

第十一条第三号中「前二号」を「前三号」に、「維持向上」を「質の維持向上」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 がん患者及びその家族の就労に関する啓発その他必要な施策

第十一条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第六条から第九条までを二条ずつ繰り下げる。

第五条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項

第二号の次に次の一号を加える。

三 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）第二十五条に規定する多数の者が利用する施設における受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するための施策

第五条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（がん教育の推進）

第七条 県は、児童及び生徒ががんに関する正しい知識を持つとともに、がんの予防及び早期発見の重要性等について理解を深めるよう、学校関係者及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がんに関する学習活動を推進するものとする。

第四条の次に次の一条を加える。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、次に掲げる環境の整備に努めるものとする。

- 従業員ががんを予防し、かつ、無理なくがん検診を受診することができる環境
- 従業員ががん患者となつた場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療し、又は療養することができる環境

- 従業員の家族ががん患者となつた場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、当

該家族を看護することができる環境  
事業者は、県が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。